

全教委連第205号  
平成31年1月15日

文部科学大臣  
柴山 昌彦 様

全国都道府県教育長協議会  
会 長 中 井 敬 三

「児童生徒の学習評価の在り方について（これまでの議論の整理）」に  
関する意見について

児童生徒の学習評価については、新学習指導要領の趣旨及び内容の実現を図  
っていくために大変重要であり、児童生徒が自らの学びを振り返って次の学び  
に向かうとともに、教師が指導の改善を図っていく上で、分かりやすく具体的  
に示していくことが必要です。

また、学校全体において一貫した方針の下で学習評価に取り組むことは、教  
育課程や指導方法の改善・充実の好循環を生み出し、一貫性のある教育活動を  
進める上で、極めて重要です。

つきましては、児童生徒の学習評価の在り方について（これまでの議論の整  
理）、下記のとおり意見を申し上げます。

## 記

### 1 3. (2) ④「主体的に学習に取り組む態度」の評価について（分類番号⑩）

現行の「関心・意欲・態度」の評価については、評価の基本的な考え方や  
評価の方法に関する課題が度々指摘されてきた。今なお学校現場において、  
本観点の趣旨や具体的な評価方法などについて、十分な理解と評価の方法が  
定着しているとは言いがたい。

「主体的に学習に取り組む態度」については、主に情意面やメタ認知の状  
況を更に詳細に見取っていく必要があるため、評価の方法の更なる創意工夫  
が不可欠である。

以上のことを踏まえ、今後更に次のことについて検討していただきたい。

- ・「主体的に学習に取り組む態度」の評価の方法について、具体的な児童生  
徒の学習の姿と観点別学習状況評価（ABC）を併せて例示すること
- ・「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、児童生徒の発達の段

階や各教科等の特質を踏まえた柔軟な対応が求められることから、様々な観点から見取る必要があることに鑑み、「粘り強く学習に取り組む態度」と「自ら学習を調整しようとする態度」について、その具体例を示すこと。また、ある程度の期間を区切った児童生徒の伸長した姿の評価や、自らの思考の過程などを客観的に、より簡潔に評価できる方法を開発すること

- ・評価者によって左右されない、適切な評価をするための方法を具体的に例示すること
- ・学習を振り返りメタ認知を促す上で、適切な文言を用い、必要な質問項目が設定された有用な振り返りシート等の具体例と効果的な活用方法を示すこと
- ・児童生徒の学習状況を適切に評価することができるよう授業デザインを考えていくことは不可欠であるので、主体的に取り組む態度の育成につながる授業とその評価についての実践例等を示すこと

## 2 3. (6) 「障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に係る学習評価について」(分類番号⑭)

障害のある児童生徒の学習評価については、「これまでの議論の整理」において、知的障害者である児童生徒に対する教育課程における観点別評価の導入や、個別の指導計画に基づく評価等と指導要録との関係整理による「指導に関する記録」の簡素化等が示されたところであり、評価等の授業改善へのつながりや教師の負担軽減等の視点からも検討すべき重要な課題であると認識している。

一方、個別の指導計画等に係る評価方法が統一されていない現状や個別の指導計画に観点別の学習評価を取り入れていない学校もある。

これらの状況を踏まえると、指導要録を含めた学習評価の在り方とともに個別の指導計画等の内容や評価方法についても同様に議論が必要になるものと考えられる。

以上のことを踏まえ、今後更に次のことについて検討していただきたい。

- ・「指導に関する記録」を簡略化する場合、その記載内容や記載方法について具体例を示すことに加え、個別の指導計画に基づく評価等を行う場合は必要となる記載内容の条件について、具体例を示すこと

## 3 3. (8) 学習評価の高等学校入学者選抜・大学入学者選抜での利用について(分類番号⑱)

高等学校入学者選抜において調査書に基づき中学校の学習評価を利用する

ことについては、「これまでの議論の整理」にもあるように、「学力検査を実施しない教科等の学力を把握することができること」などのメリットがある。高等学校及び大学の入学者選抜方法の改善にあたっては、引き続き調査書に基づく学習評価の利用方法等について見直しが必要である。

以上のことを踏まえ、今後更に次のことについて検討していただきたい。

- ・ 評定の決定方法を各学校で定めるに当たり、学校間で評定が異なる可能性があるため、評定の決定方法についての参考例を示すこと
- ・ 大学は入学者選抜に調査書を用いる際の指針等を示すこと
- ・ 大学入学者選抜も高等学校入学者選抜と同様に、評価者や高等学校による差が生じないように、客観的に測れる評価方法を開発すること

#### 4 4. (1) 国立教育政策研究所に求められる取組について (分類番号⑳)

国立教育政策研究所には、全国から教育に関する情報や知見が集まることから、各学校や教師に対して、必要な情報を提供し、助言・支援を行うことが引き続き期待される。

「これまでの議論の整理」の中において「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」について改善の視点が示されているが、今後検討の過程において、その具体例についても明示されることが求められる。

このことに加え、次のことについても検討していただきたい。

- ・ 各学校が、指導方針とともに学習評価の在り方を、児童生徒、保護者及び地域の方に周知する際の、詳細かつ具体的な学習評価の事例等の明示
- ・ 国立教育政策研究所は、「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ」の議論で深められ、改善されられると思われる学習評価の方法等について、実施された後も学習評価の在り方に関する調査、および分析、検証等に努めること

#### 5 4. (2) 教育委員会、学校、教員養成課程等に求められる取組について (分類番号㉑)

「これまでの議論の整理」で、各教育委員会等においては、本報告や今後、国が示す学習評価及び指導要録の改善の通知等を踏まえつつ、教員研修や各種参考資料の作成に努めることを求められている。各教育委員会等が着実にこれらの取り組みを進められるよう今後更に次のことについて検討していただきたい。

- ・ デジタル機器やソフトウェア等 I C T 環境の整備を進めるため、国の財政面での支援を創設すること。また、評価の質を高めるため、デジタル機器やソフトウェア等の活用方法等についての具体例を示すこと

- ・新学習指導要領を踏まえた学習評価の改善について、特に「主体的に学習に取り組む態度」の評価は各教師に評価方法等を丁寧に説明していく必要があるが、学校における働き方の観点から効率的・効果的な研修を実施する必要がある。そのための研修内容等について具体例を示すこと